四　前項第七号の勘案すべき事項として法第三十二条第二項第五号イの事業分野ごとの国際競争力の維持又は向上に関する事項を届け出る場合には、割当年度の前年度における当該事業分野の営業利益を疎明する資料

五　前項第七号の勘案すべき事項として法第三十二条第二項第五号ロの脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に資する研究及び技術開発に関する事項を届け出る場合には、割当年度の前年度における当該研究及び技術開発に係る研究開発費及び売上高を疎明する資料

（法第三十三条第一項の届出事項の変更）

第十一条　脱炭素成長型投資事業者は、届け出た事項（法第三十三条第一項第四号及び前条第二項第六号及び第七号の事項を除く。）に変更があったとき（合併により消滅する場合を含む。）は、遅滞なく、様式第三によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。　（新設）

（法第三十三条第二項の確認の申請）

第十二条　法第三十三条第二項の確認の申請は、様式第四による申請書を登録確認機関に提出することによって行うものとする。　（新設）

（排出目標量に関する確認報告書）

第十三条　登録確認機関は、法第三十三条第二項の排出目標量（早期排出削減量（過去の二酸化炭素の排出の削減量を勘案して算定する二酸化炭素の量であって排出目標量の設定の基礎となるものをいう。第四項において同じ。）を除く。この条及び第十九条第二項において同じ。）の確認を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記載した排出目標量に関する確認報告書をもって、当該確認の申請をした事業者に当該確認の結論を通知しなければならない。　（新設）

一　排出目標量に関する確認報告書の表題

二　排出目標量に関する確認報告書の発行年月日

三　排出目標量に関する確認報告書の宛先

四　登録確認機関の名称、確認業務を行う事務所及びその所在地並びに確認業務の責任者の氏名

五　確認を行った対象及びその確認の方法

六　確認の対象となった排出目標量が、実施指針に準拠して設定されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについての結論及びその根拠

七　申請をした事業者の確認対象に関する責任

八　登録確認機関の確認業務に関する責任

九　前各号に掲げるもののほか、排出目標量に関する確認報告書に記載すべき事項

2　前項第六号の結論は、次の各号に掲げる結論の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載するものとする。

一　無限定の結論　排出目標量が、実施指針に準拠して設定されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった旨

二　限定付結論　排出目標量が、除外事項の及ぼす影響を除き実施指針に準拠して設定されていないと信じさせる事項が重要な点において認められなかった旨

三　否定的結論　排出目標量が、実施指針に準拠して設定されていないと信じさせる事項が重要な点において認められた旨